

民泊新法見送り

臨時国会 営業日数の調整難航

国交省など

国土交通、厚生労働両省は26日召集の臨時国会に住宅の空き部屋などに旅行者を有料で泊める民泊解禁のための新法提出を見送る。旅館やホテルと線引きするために設ける年間の営業日数を何日にするか関係者間の調整が難航しているためだ。

2017年の通常国会へ

の提出をめざす。解禁の遅れは政府の観光戦略に水を差す恐れもある。

国交省などは住宅提供者の届け出や、仲介業者の登録を定めた新法の骨格を固めている。調整がつかないのが年間営業日数の上限だ。規制改革会議は「180日以下の範囲内」で検討するよ

う求めたが、旅館業界と、空き物件の活用に向きかな不動産業界の利害が対立している。

旅館業界は自治体が条例で営業日数を決められる仕組みを求めている。自治体の裁量を大きくすると「観光地などで軒並み厳しい規制が課されて、民泊解禁が骨抜きに

なる」（不動産業界）との見方もある。石井啓一国交相は「関係業界と幅広く時間をかけて丁寧に調整していく」としている。

国家戦略特区を除くと、許可を得ない民泊は違法だ。だが中国などの民泊仲介会社が相次ぎ日本に参入、違法民泊が放置されている例もある。